## ○厚生労働省令第十一号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第二条第十五項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二

条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一 部を改正

する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定

薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五 項に規定する指定薬物

及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令 (平成十九年厚生労働省令第十四号) の 一 部

を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	七十一 N―エチル―四―ヒドロキシ―N―プロピルトリプタミ六十七~七十 (略)塩類	―インダゾール―三―カルボキサミド)ブタノアート及びその六十六 エチル=三・三―ジメチル―二―(一―ペンチル―一H一六十一〜六十五 (略)	ノチ	一〜五十九 (略) 指定する。	。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という	第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に(指定薬物)	改正後
六十九~三百三十一 (略)	(新設) 六十五~六十八 (略)	(新設) (新設) (略)		一~五十九 (略) 指定する。	米第十五項の規定に基づき、単(昭和三十五年法律第百四	及 び	改正前